

第 5 号議案

府中市立図書館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年 2 月25日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

府中市図書館協議会の設置に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市立図書館条例の一部を改正する条例

府中市立図書館条例（昭和３９年４月府中市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第６条を第７条とし、第５条の次に次の１条を加える。

（府中市図書館協議会）

第６条 図書館法第１４条第１項の規定に基づき、府中市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

２ 協議会は、委員１０人以内をもって組織する。

３ 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- （１） 学校教育及び社会教育の関係者
- （２） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （３） 学識経験を有する者
- （４） 公募による市民

４ 委員の任期は、２年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５ 協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

（施行期日）

１ この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２ 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年１２月府中市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

別表第１地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第３項第３号に規定する嘱託員の項の前に次のように加える。

図 書 館 協 議 会 委 員	日 額 １１，０００円
-----------------	------------------